

「前期検討会とりまとめ」の対応状況

適正な施工確保のための技術者制度検討会とりまとめ(H29)概要

背景

工事の品質確保に対する要請

- 度重なる不正事案の発生による信頼性の揺らぎ
- 修繕工事等、施工における不確定要素の増大

建設生産システムの変化

- 作業部門の下位下請への移行等による重層下請構造の進展
- 施工の規格化、工場製品の増加
- 施工方法の高度化(i-Conの進展等)

担い手不足

- 高齢化の進展
- 入職者の減少、若年での高い離職率
- 厳しい職場環境(勤務時間、処遇等)
- 技術力が継承されないおそれ
- 建設企業の減少に伴う災害時等への対応力低下のおそれ

目標

国民の視点

良質な建設生産物の提供

地域の守り手等の役割を担う建設企業の存続

建設企業の視点

各人の能力の向上、継承

生産性の高い施工体制の構築

施策の柱

適正な施工の確保

～多様化・複雑化する施工への適応

生産性の向上

～技術力の効率的・最大限の発揮

担い手の確保

～若者に魅力のある環境の創出

方向性

① 高い能力を有する技術者の育成

～技術者の地位向上に向けて

② 適正な施工の徹底

～技術者の役割の全う

③ 技術者制度の基本的枠組みの再構築

④ 若年齢から活躍できる機会の付与

⑤ 働き方改革(職場環境の改善等)の推進

検討に当たっての視点

現行ルール of 徹底

制度の見直し

- ・ 規制の緩和(生産性向上等の観点)
- ・ 規制の強化(不正防止等の観点)

部分的な制度見直し

基本的枠組みの再構築

現場における実態、課題の把握

制度創設時の背景等の再確認

「前期検討会とりまとめ」の対応状況 ①技術者の育成

● 緑字：R4.5とりまとめ以降の対応内容
● 赤字：5年度中の結論を目指すもの
● 青字：6年度中の方向性整理を目指すもの

① 高い能力を有する技術者の育成 ～技術者の地位向上に向けて～

前回検討会のとりまとめ結果	対応する施策の実施状況
1) 信頼性・専門性の高い資格保有者の輩出の現場への配置推進	
○監理技術者・主任技術者に公的資格保有者の配置を推進するため、国家資格がない業種について、対応を検討。	<ul style="list-style-type: none"> ●「電気通信工事施工監理技士」資格を創設(R元年より)。 ● ● 技士補取得の場合、関連する指定学科卒と同じ実務経過年数にて技術者要件を満たす制度創設(R5.7より)。 ● ● その他の業種(機械器具設置工事業等)についての対応検討。
○相応の技術力が要件となっている民間資格について、認定基準を満たす場合に専門工事業の主任技術者要件として認定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ●「登録基幹技能者」について、主任技術者の資格要件として認定(H30年より)。現在の認定数:43
2) 技術者の能力向上 ～施工技術等の進展への適応～	
○技術者が継続的に技術研鑽を行う仕組みづくりを検討。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共工事の入札においてCPDの評価を推奨。 ● 経営事項審査においてCPDを評価(R3年より)。
○海外での実務経験の評価、技術者資格の相互認証について考慮。	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術検定の受検、営業所専任技術者、監理技術者等の所定の要件に関して、外国での実務経験、学歴、資格を加味して認定する取り扱いを開始(R2年より)。
3) より高い能力を有する者が評価される環境の整備	
○難易度の高い工事や重要な工事の施工管理が、より高い技術を有する者によりなされる仕組みづくりが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共工事の入札において、技術者のCPDや工事成績、資格の評価を推奨。 ● ● 民間工事も含めた方策の検討。
○専門工事業においても個人の実績、技術研鑽等が見える化する仕組みの構築が効果的。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設キャリアアップシステムにより、技能者の能力と専門工事企業の施工能力の見える化を推進(R元年より)。

「前期検討会とりまとめ」の対応状況 ②適正な施工

緑字：R4.5とりまとめ以降の対応内容

赤字：5年度中の結論を目指すもの

青字：6年度中の方向性整理を目指すもの

② 適正な施工の徹底 ～技術者の役割の全う～

前回検討会のとりまとめ結果	対応する施策の実施状況
1) 適正な能力を有した技術者の配置の徹底	
○実務経験や民間資格による主任技術者資格の確認について、監理技術者のように第三者機関の統一基準による内容確認を行うことが効果的。	●主任技術者の確認について、第三者機関による統一の確認方法の検討。
2) 法令で義務化された事項の運用徹底	
○技術者配置等に関するチェックの徹底、提出書類の簡素化、審査の効率化の観点から、データベースの融合を推進。	●営業所専任技術者の情報を既存データベースに結合し、配置技術者の専任確認を徹底(R2年より)。
3) 不正行為による施工不良事案の根絶	
○悪質な不正行為に対する技術者への罰則規定の創設とともに、技術者の倫理観を高めるための総合的な取り組みが必要。	●技術検定の不正受検に対する受検禁止措置を強化するとともに、技術者配置違反等に対する行政処分を強化(R3年より)。 ●悪質な不正行為に対する技術者への罰則の検討。
4) 建設企業以外の者の役割の明確化	
○技術者を配置しないメーカー・商社等は、製品の売買契約とする、施工を担う建設業者の紹介などの位置付けにするなど、請負契約から排除すべき。	●関係業団体に対して一括下請の禁止について周知するとともに、許可行政庁による施工体制の検査を適宜実施。
○工場製品の製造者に明らかな不正行為があった場合、製造者に対する行政関与制度の創設を検討。	●建設業法の改正により、許可行政庁から工場製品の製造者に改善勧告・命令ができる規定を追加(R2年より)。

「前期検討会とりまとめ」の対応状況 ③基本的枠組み

緑字：R4.5とりまとめ以降の対応内容

赤字：5年度中の結論を目指すもの

青字：6年度中の方向性整理を目指すもの

③ 技術者制度の基本的枠組みの再構築

前回検討会のとりまとめ結果	対応する施策の実施状況
1) 元請企業と下請企業の区分け	
<p>○元請企業と下請企業に混在する主任技術者を区分けし、それぞれの資格要件を再検討するとともに、監理技術者の配置要件についても検証すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監理技術者・主任技術者の職務内容を「監理技術者制度運用マニュアル」に反映(R2年)。 ● 元請・下請別の主任技術者の要件を含めた技術者制度(専任要件含む)のあり方について検討。
2) 関係者の役割の明確化	
<p>○監理技術者・主任技術者以外の工事現場に携わる者の役割・位置付けを明確化することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場代理人、職長の役割を整理(H29年)。
3) 元請企業における施工体制 ～元請企業内での「チーム」による施工を支援する環境づくり～	
<p>○若手技術者の積極的な監理技術者への登用を推奨すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共工事の入札において、若手技術者の配置に対して、加点評価する総合評価方式を推進。
<p>○監理技術者の補助的な役割として配置された若手技術者の評価を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例監理技術者制度により監理技術者補佐への登用を推進(R2年より)。
4) 下請企業における施工体制 ～複数の専門工事企業による「チーム」を前提とした環境づくり～	
<p>○専門工事業者が「チーム」となって業務を遂行している実態を踏まえ、「チーム」単位による施工を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 型枠工事・鉄筋工事を対象とした「専門工事一括管理施工制度」を創設(R2年より)。
5) 今後の検討課題 ～具体的な制度の再構築(監理技術者の配置要件、技術者の専任要件の見直し等)に向けて～	
<p>○ICTなど代替手段の導入により同程度の施工管理業務の質が確保できる場合の要件緩和など、技術者の専任要件について議論すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監理技術者等の兼任(R4.5とりまとめ)について、制度改正作業を実施中。 ● 専任の取り扱いの明確化

緑字：R4.5とりまとめ以降の対応内容
 赤字：5年度中の結論を目指すもの
 青字：6年度中の方向性整理を目指すもの

④ 若年齢から活躍できる機会の付与

前回検討会のとりまとめ結果	対応する施策の実施状況
1) 技術検定制度の改革 ～早期資格取得へのチャンスの拡大～	
○受検機会の拡大と早期の資格取得実現のため、以下を検討。 ・2級学科試験の年2回化 ・学科試験(当時)合格者の実地試験(当時)受検可能回数の拡大 ・学科試験(当時)合格者への「技士補」称号の付与 ・2級合格者の1級前倒し受検	●2級1次検定の2回化を土木・建築以外にも拡大(H30年より)。 ●1次検定合格者について2次検定受検可能回数を無制限化(R3年より)。 ●1次検定合格者に技士補称号を付与(R3年より)。 ●2級合格者に1級1次検定の受検資格を付与(R3年より)。
○他業種からの転職等が増大する中、普通高校出身者等が受検資格を得るまでの期間が長いことについて議論が必要。	●受検資格の見直し(R4.5とりまとめ)について、関係政省令等を改正し、1級1次検定の実務経験要件の撤廃等受検機会を拡大(R6より)。
○職業訓練の制度を活用し、訓練教育施設等における職業訓練期間を実務経験年数として認定すべき。	●一定の職業訓練期間を実務経験として認定(H30年より)。
2) 若手技術者の現場登用機会の創出	
○責任ある立場での経験が積みにくい若手技術者の育成のため、1級技士補資格者の現場登用機会を創出すべき。	●主任技術者資格を有する1級技士補を監理技術者補佐として専任配置することにより、監理技術者が2現場まで兼任可能な制度を創設(R2年より)。
○技士補について、経営事項審査での技術力の加点など、若手技術者育成に対する企業評価の仕組みづくりを検討。	●「監理技術者を補佐する者として配置可能な1級技士補」を経営事項審査において加点対象化、「2級技士補については、CPD評価の際に、技術者として考慮。(R3年より)」

緑字：R4.5とりまとめ以降の対応内容
 赤字：5年度中の結論を目指すもの
 青字：6年度中の方向性整理を目指すもの

⑤ 働き方改革（職場環境の改善等）の推進

前回検討会のとりまとめ結果	対応する施策の実施状況
1) 監理技術者に対するサポート体制の充実	
○監理技術者の勤務時間の長時間化に対して、会社全体の「チーム」により施工を行うことが容易となる仕組みづくりが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監理技術者補佐を配置する特例監理技術者制度を創設(R2年より)。 ● 監理技術者等を支援する者の配置に係る記載検討。
2) 提出書類の簡素化	
○監理技術者資格者データを活用した経営事項審査時の提出書類の簡素化など提出書類の簡素化を検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営事項審査及び建設業許可申請時の資格証明について、技術者データで確認できる場合は、根拠資料の写しの提出を省略できる運用実施(R5より)。
3) 技術者の途中交代	
○技術者の途中交代を認める範囲の拡大について検討。	<ul style="list-style-type: none"> ● 限定的なケースに限る形から、受発注者間の合意に基づき途中交代を可能とする運用に変更(R5.1から)。
4) 営業所専任技術者のあり方	
○ICTの検討。発達による時代の変化と営業所専任技術者の役割を踏まえ、営業所専任技術者の工事現場兼務を認める範囲を拡大することを	<ul style="list-style-type: none"> ● 専任現場の兼任(R4.5とりまとめ)について、制度改革作業を実施中。
5) 企業集団に関する技術者の有効活用	
○限られた技術者の有効活用、現場経験を積ませることによる技術力向上の観点から、企業集団を構成する会社間の技術者の融通機会の拡大を検討。	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業集団制度について、要件の合理化を検討。